

現任研修 Q & A

【申請要件関係】

Q1

受講に必要な実務経験とは何か。

A 1

令和 2 年度に制度改正が行われ、現任研修は「過去 5 年間の間に 2 年以上の相談支援の実務に従事した経験がある」もしくは「現に相談支援業務に従事している」のいずれかに該当するものが受講対象となっています。ただし初任者研修修了後、初めての現任研修受講の場合は「過去 5 年間の間に 2 年以上の相談支援の実務に従事した経験」が必要となります。

Q2

令和 4 年度に初任者研修を修了したが、5 年後の現任研修受講となると 4、5、6、7、8 と 5 年を数えて令和 8 年度が更新最終年度か。

A 2

初任者研修修了翌年度から起算します。この場合は具体的には、4 年度の翌年度の 5 から数え始め、5～9 が 5 年間となります。令和 9 年度末までに現任研修を受講いただくことで資格が継続しますので、それまでの受講をお願いします。

Q3

令和 3 年度に初任者研修を修了した。現任研修受講に必要な実務経験はないが今年度が更新最終年度なので受講したい。

A 3

令和 2 年度に制度改正され、現任研修は「過去 5 年間の間に 2 年以上の相談支援の実務に従事した経験がある」もしくは「現に相談支援業務に従事している」のいずれかに該当するものが受講対象となっています。ただし初任者研修修了後、初めての現任研修受講の場合は「過去 5 年間の間に 2 年以上の相談支援の実務に従事した経験がある」が必要となります。更新最終年度であろうとも受講に必要な実務経験がない場合は受講ができません。

Q4

相談支援専門員として三度目の職場に勤務しているが、実務経験証明書はすべての職場の所属長に証明してもらわなければならないのか。

A 4

現在の事業所だけで受講要件を満たす場合は、現事業所所属長の証明のみで構いません。

現事業所だけでは受講要件が満たない場合は、5年前までの事業所での経験を加算できませんので、受講要件を満たせるすべての職場の所属長に証明していただいでください。（事業所が閉鎖等で証明を取れる見込みがない場合は事務局にご相談ください。）

ただし現任研修受講が2回目以降で「現に相談支援業務に従事している」場合は現に従事している事業所の所属長のみの証明で構いません。

なお証明内容に虚偽内容が判明した場合は、受講前の場合は申請を無効とし、受講後の場合は当該研修修了証書を無効とし、虚偽内容を証明した法人・虚偽内容を証明した事業所・虚偽内容で申請した者の居住地の各指定権者に報告するとともに、虚偽内容を証明した法人、虚偽内容を証明した事業所及び虚偽内容で申請した者について、その後5年間香川県立川部みどり園が事務局として開催する障害福祉各種研修（サービス管理者等各種研修・相談支援従事者各種研修・強度行動障害支援者養成各種研修等）への受講申請を受け付けない場合があります。

Q5

更新最終年度だったが、失念して申請期間内に申請できなかったが、何とかならないか。

A5

現在の電子申請システムでは締め切り以降の受理は不可能となっており受講はできませんので、今年度末で失効します。来年度以降に相談支援専門員として従事する必要がある場合は、9月2日から申請が始まる初任者研修を再度受講する必要があります。

Q6

サビ児管の更新最終年度のため更新を希望する。サビ児管取得の際に相談支援従事者初任者研修を受講したが、サビ児管更新のために相談支援従事者現任研修も受講しなければならないのか。

A6

サビ児管更新のみの場合には、相談支援従事者現任研修を受講する必要ありませんが、サービス管理責任者等更新研修（もしくは実践研修）の受講が必要です。川部みどり園サビ管研修担当者へお問い合わせください。

Q7

今年度が更新最終年度だが、一日目の演習に個人的な事情があり出席できない。他の日は出席できる。失効したら来年度事業が滞り、利用者の方々が困るので、休むのはたった一日だけだから目をつぶって修了扱いにしてもらえないか。

A7

本研修は法定研修ですので、修了要件を満たさない場合は、修了証書の発行は不可能です。

そのため今年度末で資格は失効となりますので、来年度以降に相談支援専門員として従事する必要がある場合は、9月2日から申請が始まる初任者研修を再度受講する必要があります。

Q8

令和2年度に初任研を修了し、令和3年度に現任研修を受講したので、その翌年度から数えると8年度が更新最終年度になると思うが、受講不可とメールが来た。何故受講できないのか。

A8

別紙1のとおりです。

Q9

現任研修を2年連続で受講した人がいると聞いたが、それは可能か。

A9

別紙2のとおりです。

Q10

これまでに2年の相談支援の実務経験はあるが、更新最終年度には受講要件にならない。受講要件の緩和はできないのか。

A10

別紙3のとおりです。

Q11

初任研受講時と姓が変わっているので証明書類提出が必要だが、マイナンバーカードはなぜ不可なのか。

A11

申請時にいただいた個人情報は厳重に管理しておりますが、マイナンバーカードは個人情報の中でも特に重要な位置づけとなっており特別な対応が必要なため、受理しないこととしております。(ただし個人番号が記載されていないマイナンバーカード表面のみの写しであれば受理いたします。)免許証や住民票(個人番号が記載されているものを除く)の写し等を添付してください。

Q12

初任者研修を修了し現任研修更新最終年度はまだであるが、初任者研修をもう一度受けたい。

A12

研修受講は新たに相談支援専門員になられようとする方を優先して受講していただきます。現に相談支援専門員資格を有する方は、今年度が資格継続のための更新最終年度でかつ今年度の現任研修を修了できなかった方以外は、原則受講はできません。ご質問者のように資格が継続中で今年度末に資格を失効されない方は現任研修を受講してください。

相談支援専門員資格を継続するためには初任研を修了した翌年度から5年間の間に1回以上の現任研修修了が必要ですが、スキルアップのために複数回受講することも可能です。

【電子申請関係】

Q13

法人で利用登録をして1人目の入力ができましたが、2人目ができない。

A13

同じメールアドレスで登録するとシステムにはじかれるケースがあります。別メールアドレスで利用登録をして入力するか、利用登録をしないで連絡用メールアドレスを別のものを入力してみてください。

Q14

電子申請したが、申請に必要なアドレスが記載されたメールが来ない。

A14

事務局からのメールが届かない申請者の多くが、「自身のメールアドレスの誤入力」「迷惑メールフォルダに振り分けられたり、削除されたりした」「ドメイン指定がされているため事務局からのメールがブロックされた」という場合がほとんどで、これらの原因は受信側の設定の問題となります。

お手数をおかけいたしますがメールが届かない場合は今一度設定をご確認いただくようお願いいたします。

それでも届かない場合は他のメールアドレスを使用してみてください。

Q15

氏名について正しい漢字が入力できない。

A15

申請時に入力されたものを修了証書に使用しますが、受講申請に使用される機種によっては入力できない漢字があるようです。その場合は氏名備考欄に例を参考にして部首等を記載してください。これによるのが困難な場合は、その旨記載いただければ、事務局から確認させていただきます。

Q16

講義1のeラーニングを視聴できる環境がないが、事務局で用意は可能か。

A16

受講対象者を「eラーニング視聴のための通信機器等環境をご自身で用意できる方」としており、事務局では対応しかねます。

Q17

電子申請に際し、必要書類が添付できない。

A17

過去に書類の添付ができなかった例は、書類形式がシステムに対応していない特別な保存形式でした。(スキャンや写メで一般的に保存した場合は対応できます。)

また対応している形式でも添付できなかった場合も、申請時の機器を変えてみることで添付できた例がありますのでご参考にしてください。

なお添付された書類の内容が申請とは全く関係のないものであったこともあります。十分ご確認ください。

【実務経験証明書関係】

Q18

証明期間の終了日はいつになるのか。

A18

申請日を証明期間終了日にして日数を計算してください。

申請日時点で日数要件を満たさず、令和8年5月10日まで(通常の勤務体制で)従事すれば日数要件を満たすという場合は、予定で日数を計算することも可能です。

ただし予定の期間中(申請日から令和8年5月10日まで)に予定していた日に従事しなかったり、期間中に退職等した場合で日数要件が不足した場合は、その事実が判明した時点で(例え研修修了後であっても)受講は無効となります。

Q19

「現に従事している」とはいつの時点か。

A19

申請期間中に従事していることをいいます。

申請時点で現に相談支援業務に従事している場合は「現在従事している」欄にを入れ、従事事業所名を記載してください。(日にちは申請日としてください。)

また現に従事しているが申請日以降に退職の予定がある方は「退職予定がある」にをして退職予定日を記載してください。

Q20

「過去5年間」とはいつから起算するのか。

A20

申請した研修の実施要項に記載してある研修期間初日（開講日）の前日を基準日として計算します。

令和8年度の現任研修開講日は令和年5月11日ですから、その前日から過去5年間、つまり令和3年5月11日から令和8年5月10日までの5年間となります。

Q21

「2年」というのはいつからいつまでのことで、何日必要なのか。

A21

「2年」は従事した期間が1年を超す（期間要件）ことを言います。4月1日から従事をはじめ、翌年3月31日まで勤務した場合、暦年は2年をまたいでいますが期間としては「1年」となります。翌日の4月1日も勤務した場合は1年を超すため「2年」となりません。

また「従事した2年」を日数で言えば「実際に（相談支援の実務）業務に従事した日数が360日以上」（日数要件）を言います。

この場合「1年」を「180日以上」として計算しますが、単年で180日以上が 필요한のではなく、「2年」で「360日以上」あれば認められています。そのため「1年目200日、2年目160日」でも「2年で360日以上」と認められます。

Q22

相談支援事業所と他の事業所を兼務している場合は従事日数をどう計算するのか。

A22

従事日数は実際に相談支援事業所で（相談支援の実務）業務に従事した日数であり、期間中の全日数ではありません。有給休暇・育児休業等従事していない日数は除外してください。

極端な例を言えば、兼務で相談業務に従事している方がおられ、令和3年1月10日から令和6年1月10日まで従事している場合、3年間従事していますので「2年以上」の期間要件は満たしています。しかし仮に実際に（相談支援の実務）業務に従事している日数が1か月に1日しかない場合は3年間計36日となり、日数要件の360日以上に該当しません。

また兼務でも午前中は他事業所で従事して、午後から相談支援事業所で従事するという形態等もあるかと思います。その場合は、相談支援事業所で（相談支援の実務）業務に従事したのであれば時間に関係なく1日と数えてください。

日数要件を確認できるように（相談支援の実務）業務に従事した日数を、必ず正確にご記入ください。

Q23

相談支援専門員として相談支援の実務に従事していた期間だけを記載するのか。

A23

相談支援専門員配置要件を満たす前に、相談員として相談支援の実務業務（補助業務）に従事した場合も加算できますが、その場合は欄を分けてその他に をして相談支援の実務業務（補助業務）と記載し、それぞれの従事期間・日数を記載してください。

Q24

精神科病院で「地域生活移行」の相談業務を行っているが、「相談支援の実務」期間に合算できるか。

A24

受講要件1の「相談支援の実務」とは「指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び委託相談支援事業所等における基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援」をいいますので、精神科病院での相談業務は該当せず、期間・日数の合算はできません。

Q25

相談支援専門員として10年のキャリアがあったが、法人内の異動があり「過去5年間で2年」の実務経験を満たさない。今年度から再度相談事業所への勤務となったが、再度初任者研修を受講しなければならないのか。

A25

過去に相談支援の実務に10年従事した経験があるとしても、受講前5年間のうちに実務経験が2年未満であると受講要件1に該当しません。

ですが10年のキャリアということは現任研修を一回以上修了されているはずで、そのため受講要件2の「現に相談支援業務に従事している」場合は受講要件を満たします。今年度から相談支援事業所で従事されているのであれば受講要件2で現任研修受講は可能です。

【研修課題関係】

Q26

今悩んで行き詰まっているケースがあるのだが、そのケースを事例として提出しても良いか。

A26

結論から言うと「困難ケース」は事例として不適當です。本研修における事例に基づく演

習は、「困難ケースの解決」を目的としておりません。

提出された事例でG S Vを行い、受講者のスキルをさらに高めることが本研修の目的のひとつです。ケース選定は困難事例検討対象ケースではなく、「利用者と関係性が取れており相手のことをよく知った事例」「うまくいっているがまだ何らかの可能性があると思えるがアイデアが出ない事例」等プラスの面を持つ事例を選んでください。

「行き詰まっているケース」が上記に掲げたプラスの面を持つ事例であれば、演習におけるG S Vを行うことで支援の新たな視点に気が付かれるかもしれません。

Q27

忙しい中時間をやりくりして作成・提出した事例が不相当と判断され、再提出を求められた。なぜ不相当なのか。

A27

別紙4のとおりです。

選定や作成に当たって、不明な点や質問がある場合は必ずお問い合わせください。

【インターバル実習関係】

Q28

業務が忙しいのだが、インターバル実習は参加しないといけないのか。

A28

実施要項にもあるとおり、研修全課程への参加が修了要件です。インターバル実習に参加をしない場合修了要件に欠けますので、修了証書の交付はできません。

Q29

インターバル実習の実習先は自分で確保するのか。

A29

受講者が所属する事業所所在地の圏域ごとに圏域マネージャーが選定し事務局が実習先を決定します。

開設予定であれば開設予定地の圏域、県内での転職予定であれば転職予定先の圏域、無所属である場合は居住地の圏域で実習先を選定いたします。

なお現任研修インターバル実習は圏域によって実習1の実習先指導者と実習2の実習先指導者が変わる場合があります。

例) A

実習1 ◎◎相談支援事業所 ▲主任相談支援専門員

実習2 □□圏域自立支援協議会相談部会長 ◆主任相談支援専門員

実習2は協議会に参加することが目的のため、協議会の責任者が指導者となる

例) B

実習1 ◎◎相談支援事業所 ▲主任相談支援専門員

実習2 ◎◎相談支援事業所 協議会担当 ◆主任相談支援専門員

実習先事業所内に指導者とは別に協議会担当がいるので、その方が指導者となる

Q30

インターバル実習の期間が1か月近くあるが、毎日実習を行うのか。

A30

インターバル実習は研修期間で2回実施されますが、約1か月ある各実習期間の内に1日(2時間から4時間)程度、実習先を訪問して実習を行います。圏域によっては実習期間に複数回の訪問を求められる場合もありますが、1か月の間毎日実習先へ行く必要はありません。

Q31

インターバル実習の日程はいつ分かるのか。

A31

集合して実習を行う圏域があり、その場合は日程・会場は圏域が決定します。決定次第なるべく早いタイミングで受講者の方々へお伝えする予定です。

集合せず個別に実習を行う圏域では、演習1日目に実習先をお伝えしますので、それ以降受講者各自が実習先に連絡をとり日程等を調整します。その場合、連絡を早めにとっていたく必要があります。連絡が遅れ実習日切日近く連絡を取ると、実習先も多忙なため既に予定が詰まっております実習ができない可能性があります。その場合は修了証書の交付はできかねます。

別紙 1

Q8

令和 2 年度に初任研を修了し、令和 3 年度に現任研修を受講したので、その翌年度から数えると令和 8 年度が更新最終年度になると思うが、受講不可とメールが来た。何故受講できないのか。

A8

相談支援専門員の資格継続は初任者研修受講年度の翌年度から 5 年間で一回以上の現任研受講が必要で、初任者研修修了年度から数えるのが重要です。

例えばこの質問者は令和 2 年度に初任者研修を修了しています。初任者研修受講翌年度（令和 3 年度）から 5 年間の間に一回以上の現任研修受講が必要で、更新最終年度は令和 7 年度となります。この方は令和 3 年度に現任研修を受けていますので、すでにこの条件をクリアしています。次は令和 8 年度から令和 12 年度までに一回以上の現任研修受講が必要となります。今年度受講でも良いのですが、今年度が更新最終年度の方が多いのでそちらを優先する必要がありました。誠に申し訳ありませんが、受講不可とさせていただきました。

令和 12 年度までは資格は有効なので、大丈夫ですよ。次年度以降令和 12 年度までに受講していただければと思います。

ただし、令和 12 年度に受講すると、研修の間が 8 年間も空いてしまいます。研修では国や県の施策の最新情報もお伝えしております。スキル維持・向上のためにもあまり間隔をあけないような受講計画をお立てください。本来は令和 8 年度の受講も望ましかったのですが、前述の理由で受講不可となりましたので、令和 9 年度はぜひ申請をしてください。その際には「3 年度に受講しているので受講間隔をあけないようにしたい」旨を記載していただけると、事務局も状況を把握でき、助かります。

（参考）上記の例の図

R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
初任受講	1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目	1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目	1 年度目
初任受講	現任受講									更新最終年度	
	「R3～R7 までに 1 回以上の現任研修受講が必要」はクリア					この間で 1 回以上の現任研修受講が必要 = R12 まで資格有効					

別紙 2

Q9

現任研修を2年連続で受講した人がいると聞いたが、それは可能か。

A9

相談支援専門員の資格継続は初任者研修受講年度の翌年度から5年間で一回以上の現任研受講が必要です。「一回以上の受講」となっておりますので、2年連続の受講でも問題はありません。

ただ2年連続での受講で、「5年間に一回」×2＝「10年間に2回」受講しても定められた資格継続要件の受講になる場合とならない場合がありますので、十分ご注意ください。

1) 2年連続現任研修受講で資格継続要件を満たす例

R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
初任受講	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
初任受講					現任受講	現任受講				
「R 3～R 7までに1回以上の現任研修受講が必要」						「R 8～R12までに1回以上の現任研修受講が必要」				

この場合はR 3～7年度の5年間で一回の受講をR 7年度に、R 8～12年度の5年間で一回の受講をR 8年度に受講しています。

2年連続（10年間の内に2回受講）で現任研修を受講していますが、それぞれの更新期間内で一回の受講をしているので資格継続要件は満たされ、R 17年度末まで資格失効はありません。

2) 2年連続現任研修受講で資格継続要件が満たされない例

R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
初任受講	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
初任受講				現任受講	現任受講					
「R 3～R 7までに1回以上の現任研修受講が必要」						「R 8～R12までに1回以上の現任研修受講が必要」				

この場合はR 3～7年度の5年間で二回の受講をR 6、7年度にしています。上記と1年違いで、2年連続（10年間の内に2回受講）で現任研修を受講していますが、R 8～12年度の5年間で一回の受講をしなければ、資格有効期間であるR 12年度末には失効してしまいます。

現任研修受講は「5年間に一回以上」ですが、スキルの維持・向上のために複数回受講も推奨されています。更新期間中に2回目の申請でも、更新最終年度の申請者が少ない場合は受講できる可能性があります。また研修受講の間隔が5年以上空くのは望ましいことではありませんので、ぜひ計画的に受講計画を立てて申請ください。

別紙 3

Q10

これまでに2年の相談支援の実務経験はあるが、更新最終年度には受講要件がない。受講要件の緩和はできないのか。

経歴は、令和4年度当初から相談支援事業所で相談員として相談支援の実務に携わっており、令和5年度には初任者研修を修了し相談支援専門員となり従事していたので、丸2年の相談支援の実務経験はある。その後令和6年度に法人内異動で相談支援事業所以外の配属となった。令和5年度の初任研を修了したので更新最終年度が令和10年度ということは知っており、令和10年度に現任研修を受講しようと考えた。しかし受講要件の「過去5年間」を逆算すると令和5年度からの5年間となるため、実務経験は令和5年度の1年しかなく「過去5年間に2年以上」がクリアできない。法人の都合で令和10年度に相談支援事業所への異動と聞いている。現任研修を受講できないのであれば令和10年度末で資格が失効してしまい、再度初任者研修を受講しなければならないので、受講要件を緩和できないか？

A10

ご認識のとおり、令和5年度に初任者研修を修了した場合には、令和5年度の翌年度から数えて5年間のうち（すなわち令和10年度まで）に一度以上の現任研修修了が必要です。その現任研修には「過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験」もしくは「現に相談支援業務に従事している」受講要件のうちいずれかを満たす必要がありますが、初任者研修修了後初めての現任研修受講の際には「過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験」という受講要件を満たす必要があります。（「2年以上」は実際に従事した日数が360日以上という要件もあります。）

ご質問者は令和5年度に初任者研修を修了されていますので、令和10年度までに「過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験」の受講要件を満たし、現任研修を修了する必要があります。ただし令和6年度に配置換えがあり現在は相談支援事業所で従事されていないとのことですから、令和10年度に現任研修を受講するならば「過去5年間」＝令和5年度からの5年間となり、1年の従事経験しかありませんので、受講要件を満たしません。

法定研修ですから受講要件の緩和は不可能です。

ですが受講要件を満たす方法はあります。

1つはご自身で法人に事情を説明していただき、令和8年度もしくは令和9年度に相談支援事業所へ異動をさせてもらって実務経験を満たすようにする方法。

他には、「受講要件を満たす時点で現任研修受講をする」という方法があります。相談支援の実務経験は、相談支援専門員だけの実務経験ではなく、相談員での相談支援の実務経験も加算可能です。

です。ご質問者は令和4年度から令和5年度まで丸2年間相談支援事業所での実務を経験されていますので、2年以上360日以上に従事経験をされていると思われ、令和6年度で「過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験」を満たしていると推察します。令和4年度の実務経験が加算されなくなる令和10年度より前、つまり令和9年度までに現任研修を受講すると「過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験」を満たしますので、令和8年度か令和9年度に現任研修受講申請をしてください。（「過去5年間」は厳密にいうと受講する現任研修開講日前5年間ですので、令和9年度の現任研修開講日によっては令和4年度の従事日数に影響して受講要件日数が不足する可能性もあります。令和8年度受講であれば開講日に関係なく日数はクリアできると推察します。）

ただし更新最終年度の方を優先して受講決定しますので、ただ単に受講申請をするのでは受講が叶わない場合があります。そのため、受講希望理由に「令和10年度から相談支援事業所に配属されるが、更新最終年度の令和10年度は受講要件を満たさない。令和8年度であれば受講要件を満たすので受講を希望する」旨を記載していただければ、優先順位は上がりますので、参考にしてください。

ちなみにご質問者が令和8年度に現任研修を修了された場合は、令和15年度末まで資格が継続します。

別紙4

Q27

忙しい中時間をやりくりして作成・提出した事例が不相当と判断され、再提出を求められた。なぜ不相当なのか。

A27

事例が不相当として再提出を求める理由は主に三種類あります。

1) 提出様式に沿っていない。

事業所で使用している様式のまま提出されるのではなく、提示した研修課題様式に沿って作成をしてください。

2) 個人情報がそのまま記載されている。

提出する事例は、他の受講者にも演習資料として提供されますので、個人情報については厳密な管理が求められます。コピー&ペーストで資料を作成すると個人情報を削除し忘れがちです。作成後は、個人情報が記載されていないかしっかりとご確認ください。

3) 事例ケースが研修意図に合致しない。

本研修での、事例提出は「困難事例解決のための検討会資料」ではなく、受講者のスキルを高める目的があります。そのためG S Vで議論し、その結果を実習で反映させ新たな展開が可能なケースであることが求められます。

獲得目標・研修意図から外れたG S Vでの検討が難しいケースは避けてください。事例選定の際には以下に挙げる事例は選定しないでください。

- ①すでに終結している事例
- ②本人と関わりを持つことが困難であり、本人の意思が確認しづらい事例
- ③自身が担当していない、他人から借りた事例、架空の事例
- ④入所又は入院中で退所や退院の見通しが立たない事例
- ⑤危機介入・虐待（疑い含む）対応が必要な事例

また児童ケースを対象とした事例は議論展開が難しく研修意図に沿わない場合が多いようです。そのため児童ケース事例は「対象児童は学齢児以上」とします。未就学児童のケースしかお持ちでない場合や、学齢児以上のケースがすべて事例対象として不適切な場合は、作成前に事務局へご相談ください。

※事例選定時の注意

研修目的（意思決定支援・多職種連携・地域資源開発）に沿って、その視点で受講者間の検討をすることで、気づきを得るための事例であることが重要です。

そのため対象者への「アセスメント」をしっかりと行うことができ、「エコマップ」に資

源をたくさん書けるよう努力ができるケースとしてください。

例えば、本研修の目的のひとつに意思決定支援についての再確認があります。

- ・本人の意思の確認ができる
- ・本人の意思の確認が難しい場合、様々な手法を使用して確認の努力をした

のいずれかをクリアできていれば演習が進みます。

また、お子さんのケースでは、「親の意向をどうするか」云々ではなく、「お子さん本人の意思決定をどう支援するか」がテーマになり得るものにしてください。

○提出事例の選定について

以下の要領に伴い、実践事例を選定してください。

- a) 受講者自身が現在担当中である障害者（児）の実践例であること
- b) 在宅生活もしくは地域移行に関する実践例であること
- c) ケアマネジメント手法を用いた支援の実践例であること
- d) インフォーマル資源を既に活用している、または今後活用したいと考えている実践例

※事例に基づく演習は、「困難ケースの解決」を目的としておりませんので選定時に十分ご留意ください。

また、以下に挙げる事例は選定しないでください。

- ①すでに終結している事例
- ②本人と関わりを持つことが困難であり、本人の意思が確認しづらい事例
- ③自身が担当していない、他人から借りた事例、架空の事例
- ④入所又は入院中で退所や退院の見通しが立たない事例
- ⑤危機介入・虐待（疑い含む）対応が必要な事例

※今回は研修の獲得目標・研修意図から避けていただくものです。

※実際の事例ですから、ご本人と所属長の了解を得て作成してください。

また演習における事例に基づくGSVは、初任者研修ではなく現任研修であるからこそ、次の点に留意しております。事例選定時にもその点にご注意ください。

- 困難事例の解決策をみんなで検討する場ではない
- 目的に沿った視点での議論ができないのでは演習にならない
- 本人ではなく家族の対応に焦点を当てた事例は議論が広がらない
- アセスメントがしっかりとれていないと、演習時の質問に答えられず、議論ができない
- 本人や家族に障害受容ができておらず、受容への取り組みから始めるというのでは、意見がでない
- 入所中入院中で、インフォーマル含めて地域資源を活用する機会や可能性が全くないのでは、地域資源開発の話が進まない

選定や作成に当たって、不明な点や質問がある場合は必ずお問い合わせください。